学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程

〔制　定　平成２０年９月２６日〕

（目的）

第１条　この規程は，研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に基づき，学校法人植草学園（以下「学園」という。）における公的研究費の適正な運営及び管理に関し，必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　公的研究費とは，植草学園大学及び植草学園短期大学の教員（以下「教員」という。）が文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

（責任体制）

第３条　公的研究費の適正な運営及び管理を行うため，責任体制に関する組織を置く。

２　前項の組織，担当者及び任務等は，次のとおりとする。

組織区分	担当者	任務
最高管理責任者	理事長	公的研究費の運営及び管理について最終責任を負い，統括管理責任者及び経費管理責任者が適正な業務執行が行えるよう，十分な環境及び体制の構築を図る。
統括管理責任者	法人本部事務局長	最高管理責任者を補佐し，公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。
経費管理責任者	財務課長	統括管理責任者を補佐し，公的研究費の経理に関し，実質的な責任と権限を持つ。

（適正管理のための規程整備及び運用）

第４条　最高管理責任者は，公的研究費を適正に運営及び管理するため，公的研究費に係る事務処理手続きに関する規程を整備し，常に見直しを行うものとする。

２　公的研究費に係る事務処理手続きに関する規程は，教員及び事務職員に明示し，明確かつ統一的に運用しなければならない。ただし，研究分野の特性の違い等，合理的な理由がある場合には，複数の類型を設けることができるものとする。

３　前項ただし書きに該当して例外的な処理を認める必要がある場合については，例外処理の指針を定め，手続きを明確化して行うものとし，例外的処理を認めた場合には，その先例集を作成して周知するものとする。

４　教員及び事務職員は，公的研究費に係る事務処理手続きに関する規程を熟知し，遵守しなければならない。

（説明会の実施）
第５条　公的研究費の適正な使用に関する意識向上のため，公的研究費に係る事務処理手続きについて教員及び事務職員に定期的に説明会を実施し，周知するものとする。

（職務権限）
第６条　公的研究費の事務処理手続きに関する教員と事務職員の権限と責任は，学園会計規則その他の学園規則等の定めるところによる。

（関係者の意識向上）
第７条　最高管理責任者は，公的研究費の不正な使用を防止する観点から，次の各号に掲げる事項についての意識の向上に努めなければならない。

一　教員は，教員個人の発意で提案して採択された研究課題であっても，研究費が公的資金よるものであり，学園による管理が必要であるという原則及びその精神

二　事務職員は，専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ，効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場であるとの認識

（不正に係る調査手続き及び懲戒）
第８条　公的研究費の不正な使用に係る事案が発生したときは，学校法人植草学園職員就業規程（以下「就業規程」という。）に基づき，必要な処分を行う。

２　前項の事案に対する調査，懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等は，就業規程及びこれに基づく学校法人植草学園職員処分手続き規程（以下「処分手続き規程」という。）に定める。

３　前項の調査の結果，不正が確認された場合は事案を公表する。公表に関する手続きは，処分手続き規程に定める。

（不正防止計画の策定及び実施）
第９条　最高管理責任者は，公的研究費に係る不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し，率先して対応することを学園内外に表明するとともに，自ら不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

２　公的研究費に係る不正防止計画の策定及び推進を担当する部署は，財務課とする。

３　不正防止計画は，別に定める。

（予算の適正管理）
第１０条　統括管理責任者は，不正防止計画を踏まえ，次の各号に掲げる事項について留意しつつ，公的研究費の適切な予算執行に努めなければならない。

一　予算の執行状況の検証及び確認並びに把握

二　教員と業者の取引関係において，癒着を防止する対策

三　物品の発注及び検収業務について，当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムの構築及び運営

四　納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認及び教員の出張計画の実行状況等の管理体制の整備

（不正な取引に関与した業者の処分方針）
第１１条　統括管理責任者は，不正な取引に関与した業者がある場合は，取引停止等の処分を行うものとする。

２　取引停止等の処分に関し必要な事項は，別に定める。

（相談窓口）
第１２条　公的研究費の事務処理手続き及び使用等に係る学園内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

２　相談窓口は，財務課とする。

３　相談窓口は，相談があった事項について，自ら又は関係部署を通じて速やかに処理し，効率的な研究遂行を適切に支援するものとする。

（通報窓口）
第１３条　公的研究費の不正使用に関する学園内外からの通報及び告発を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

２　通報窓口は，学校法人植草学園公益通報等規程に定める法令担当室とする。

３　公的研究費の不正使用に関する情報は，速やかに調査を行い，最高管理責任者に報告しなければならない。

（不正防止取り組み等の公表）
第１４条　最高管理責任者は，公的研究費の不正への取り組みに関する学園の方針及び意思決定手続きを外部に公表するものとする。

（内部監査）
第１５条　最高管理責任者は，法令担当室に対して，公的研究費が適正に運営及び管理されているか，継続監視及び内部監査を実施させなければならない。

２　法令担当室は，効率的，効果的かつ多角的な不正防止計画の進捗管理及び内部監査の実施が行えるよう監事及び会計監査人との連携を強化するものとする。

３　内部監査に関し必要な事項は，別に定める。

（事務）
第１６条　公的研究費の執行に係る事務は，財務課において処理する。

（規程の改廃）
第１７条　この規程の改廃は，理事会の議を経るものとする。

（雑則）
第１８条　この規程に定めるもののほか，公的研究費の適正な運営及び管理に関し必要な事項は，理事長が別に定める。

附　則
この規程は，平成２０年９月２６日から施行する。